

万町町内会 規定及び内規集

1. 役員選出規定（内規） P 1
2. 町内会会費規定 P 3～5
3. 生活改善等関係規定及び内規 P 6～11

※法人化「地縁団体」認定に伴い《新しい規約》制定のため、
規定等、改定しました。（平成18年2月5日）

※万町町民会館の建設に伴い規定等、改定しました。

（平成20年9月1日）

※規約変更に伴い規定等、改定しました

（平成27年5月2日並びに同年7月4日）

1、万町 町内会 役員選出 規定（内規）

平成27年7月4日の役員会において確認

第1条 （役員を選任方法）

役員会において、候補者を選定し、町内会会長（以下会長と称す）が会員に対して告知を行い、総会において選任する。

第2条 （担当役員の委嘱）

担当役員は、会長が委嘱する。

- (1) 事務局担当役員・・・・・・評議員の中から、1名を会長が指名する。
- (2) 行事運営委員会担当役員・・・・評議員の中から、委員長、副委員長、会計、書記を会長が指名する。

第3条 （担当役員の職務）

担当役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局は、会長及び副会長を補佐し、役員会等の会議の内、事務全般を運営する。
- (2) 行事運営委員会委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時または欠けた時は、その職務を代行する。

第4条 （担当役員の任期）

役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 担当役員の任期は、1年とする。
- (2) 補欠により、選任された担当役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- (3) 担当役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。
- (4) 担当役員の1年の任期は、4月1日に始まり3月末日までとする。

附則

この規定は、平成18年2月5日から実施する。

附則

役員選出規定において、第1条（役員を選任方法）を追加し、下記条項に変更する。

第1条1項及び1号並びに2号

第2条1項及び1号並びに2号

第3条1項及び1号並びに2号

第4条1項及び1号～4号

旧役員選出規定において、下記条項は削除する。

第1条1項及び1号並びに2号

第2条1項及び1号並びに2号

第3条1項及び1号～4号

この規定は、平成27年7月4日から実施する。

2、万町町内会 会費 規定

平成27年8月1日の役員会において確認

第1条 (町内会の経費)

本町内会の運営に必要な経費は、会員家庭から徴収する町内会費（以下「会費」と称す）のほか市補助金及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第2条 (会費の徴収)

本町内会の会費は、次により徴収する。

1. 会員家族の会費の額は均等として、1家庭につき1年6千円とする。
2. 会費の徴収は、年額6千円を3等分し、5月・9月・1月に徴収する。
3. 年度途中の入会家庭については、入会後の最初の徴収月から徴収する。

第3条 (会費の減額・免除)

次に該当する家庭で、会員本人からの申し立てがあった場合は、役員会において検討し会費の減額又は免除の処置をとる。

1. 被保護世帯
2. 国民健康保険の保険料の減額を受けている世帯
3. 準要保護児童生徒就学援助費を受けている家庭
4. その他、役員会が必要と認めた場合

第4条 (町内会協力費)

本町内会は、次により、賛助会員及び会員家庭以外から町内会協力費を徴収するものとする。

1. 賛助会員とは、「法人あるいは団体であり、事業への賛同の意を表す意味で入会・登録する会員で、運営・実行には直接関与せず、町内会協力費によって組織を支援する会員」である。
2. 賃貸集合住宅入居者に対する町内会協力費については、1年2,400円（月額1軒につき、200円）として、事業主（経営者及び管理者）より一括徴収する。ただし、事業主より定額にて支払う意思を示した場合は、町内会と協議を行い、その金額を決定し覚書を取り交わす。また、町内会への入会を希望する入居者は、町内会会費規定第2条に基づき会費を徴収する。

第5条 (町内会活動協力金)

本町内会は、次により、本町内会地域内において営利を目的として住宅及びその他

の建物を建設するものについては、町内会活動協力金を徴収するものとする。

1. 住宅（戸建て）については、1戸当たり10万円とする。
2. 集合住宅（分譲マンション）については、1戸当たり10万円とする。
3. 賃貸集合住宅（賃貸マンション・賃貸アパート）については、1戸当たり3万円とする。
4. 集合住宅（学生アパート）については、1室当たり1万円とする。
5. 事業所については、建築延べ面積により、下記のとおりとする。
 - (1) 200㎡以下は8万円
 - (2) 200㎡～500㎡未満は、10万円
 - (3) 500㎡～1000㎡未満は、30万円
 - (4) 1000㎡～1500㎡未満は、40万円
 - (5) 1500㎡～2000㎡未満は、50万円
 - (6) 2000㎡以上は、役員会で決定する。

第6条 （大規模な土地造成に伴う開発の町内会活動協力金）

本町内会は、次により、本町内会区域内において営利を目的として、店舗等を建設するものについては、下記の事項により、町内会活動協力金を徴収するものとする。

1. 土地面積が2000㎡（約600坪）を超える場合はその面積により、徴収する。
 - (1) 2000㎡～5000㎡未満は、300万円
 - (2) 5000㎡～10000㎡未満は、500万円
 - (3) 10000㎡以上は、役員会で決定する。
2. 徴収金額は、建物とのかねあいを考慮し、役員会で決定する。

第7条 （会費等の返却）

この会費規定に規定する会費等については、いったん納入があったときは、理由のいかんを問わず返却しない。

第8条 （会費等の支出）

この会費規定により町内会に納入された会費等は、町内会運営のための経費として支出されなければならない。

第9条 （規定の改定）

この会費規定の改正は、役員会で審議し、役員の方分の二以上の議決を得なければならない。

附則

この規定は、平成17年11月1日から実施する。

附則

この規定は、平成27年7月4日から実施する。

(注釈)

1. 第3条(会費の減額・免除)において、「会員本人からの申し立てがあった場合」としたのは、市行政では「プライバシー保護」の立場から、第3条に規定する世帯(家庭)の公表をしていないため、町内会において対象家庭を把握できないからである。

町内会会費規定第6条第5項の200㎡以上について、・・・追加

町内会会費規定第7条大規模な土地造成に関する件、・・・追加

平成17年11月1日改定

町内会会費規定第5条第3項個人(ワンルームマンション等)

の町内会協力費について・・・追加

平成19年9月1日改定

町内会会費規定第4条第1項(集合住宅を除く)・・・追加

平成20年9月1日改定

町内会会費規定第5条1項、2項・・・削除

町内会会費規定第5条新しく1項に賛助会員とは・・・追加

第3項個人(ワンルームマンション等)を第2項に・・・変更

平成27年7月4日改定

第5条第2項を賃貸集合住宅入居者に対する町内会協力費に・・・変更

平成27年8月1日改定

第5条第2項の事業主より定額にて支払う意思を示した場合は・・・追加

平成29年3月4日改定

第4条の町内会入会金について、廃止し条文を削除する。

同じく、第6条の町内会協力金の町内会入会金の項目を削除する。

令和5年11月10日改定

3、万町 町内会 内規集 生活改善等関係

平成15年1月31日現在

これは、万町町内会の簿冊「記録」にある申し合わせ事項のほか、関係団体の申し合わせ事項をまとめたものである。

1. 満中陰志の廃止 (昭和54年1月)

南池田校区町会連合会及び南池田校区社会福祉協議会の申し合わせにより満中陰志は校区内はもちろんのこと、他市町村の方に対しても、全てを廃止することになりましたのでお知らせいたします。

昭和54年1月

南校区町会連合会
南池田校区社会福祉協議会

2. 葬儀費用の貸出しと板柩の廃止 (昭和62年度)

2-1 万町町内会葬儀費用貸出し規約

この規約による貸出資金の調達は万町町内会名義の金融機関における、普通預金を以てこれに充当し、貸出し規約を次のとおり定める。

1. 借受人資格は、万町町内会に1年以上在籍する者。
2. 借受に際しては、保証人を2名以上必要とする。(但し、保証人は、万町町内会に10年以上在籍するものに限る。尚、捺印は実印を使用すること。)
3. 借受金を葬儀費用以外のことに一切利用しないこと。
4. 貸出し最高限度額は1日200万円とする。但し、同日に複数の借用申し込みがあった場合、貸出し最高限度額(200万円)を複数の借用申し込み人に均等に分け、貸出します。
5. 借受金の返済期限は、貸出し日から起算して金融機関の5営業日以内とする。
6. 借受金に対する利息は不要とする。但し、借受に対する金融機関等の手数料は借受人の負担とする。
7. 借用申込者は『葬儀費用借用申込書』並びに『借用書』に必要事項を記入し、原則として実印を捺印のうえ町内会会計(会計不在の場合は会長)に提出すること。
8. 貸出日は金融機関の休日に限る。

附則 この規定は平成14年9月1日から改定施行する。

【備考】

- イ. 『葬儀費用借用申込書』及び『借用書』は町内会長宅及び会計宅に準備しています。
- ロ. 金融機関休業日の自動預払機(ATM)の取扱時間は午前9時より午後7時までです。

ハ. 正月3ケ日と5月の連休（金融機関休業の時）は200万円の貸出はいたしておりません。

ニ. 両替（現金持参のこと）は、上限60万円とし、1千円札で50万円と五百円玉で10万円準備しています。

2-2 葬儀の際の板柩の廃止

葬儀の際の板柩は、アンケートの結果に基づき廃止する。（アンケート結果、存続賛成69名、廃止賛成121名）

3. 葬儀当日の接待・町会備品の使用料（昭和63年度）

葬儀当日の手伝いの人に対する接待については、昭和63年7月4日より次のとおりとすることに決定した。

記

3-1 葬儀当日の手伝いに対する昼食は、1個1千円以内の寿司折又はパック詰めのお弁当あるいはこれに準ずるものとする。

3-2 上記の昼食は、自宅に持ち帰って食べてもらってよいものとする。

3-3 仕上げ七日の賄いは、パック詰めとする。

3-4 昼食時及び仕上げ七日のときには、煮炊き物、揚げ物、刺身又はこれに準ずるものは、一品たりとも出してはならないものとする。

3-5 町会備え付けのテント、机、椅子等を使用した場合の使用料については、使用量の多少にかかわらず、一式5千円と定める。

なお、「葬儀当日の仕上げ膳の取扱いについて」のアンケートを平成17年8月6日の役員会にて、集計した結果、回答数297世帯の内、存続42.4%廃止46.6%、班数では、存続、廃止共、同数で概ね半数と拮抗しているため、従来とおりとする。（同年9月に町内会会員に回覧済）

4. 新棚へのお供え

お盆の新棚へのお供えは、廃止する。但し、棚の設営の手伝いをした親戚については、お供えをしてもよいものとする。

5. 出産祝いの返し・病氣見舞い（平成6年度）

〈申し合わせ事項〉

本年度、万町婦人会との協議の結果、生活改善の観点から次のような申し合わせをした。

イ. 出産祝いのお返し（おため）は、他の祝いごとのお返しに準ずるようにし、あまり多額にならぬようにする。

ロ. 病気で入院などのお見舞いの金品は、近親者や特に事情のある者意外は、原則として贈るのを控える。

以上の2項目については、平成6年2月10日付けで町内会会員に回覧する。

6. 万町ふれあい広場使用規定

第1条（設置及び目的）

万町町内会（以下「町会」と称す）は、町内会に加入している世帯に属する居住者（以下「万町在住者」と称す）及び町内会に加入している事業所等（以下「万町在勤者」と称す）の福祉の向上とスポーツ及びリクリエーションの普及及び振興等、多目的な活用に供する目的をもった広場（以下「広場」と称す）を設置する。

第2条（名称等）

広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

2-1 名称 万町ふれあい広場

2-2 位置 和泉市万町978番1

第3条（広場の使用許可等）

3-1 広場を使用することが出来る者は、万町在住者・万町在勤者及び前者で組織する団体とする。但し、万町町内会長（以下「町内会長」と称す）が認めたときは、これら以外の者に使用を許可することが出来るものとする。

3-2 広場を使用しようとするものは、町内会長に使用の目的、使用する期日及び時間並びに使用責任者名を申し出て許可を受けなければならない。但し、次の各号の一つにでも該当する時は使用を許可しない。

(1) 風俗又は秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 近隣住民等に迷惑をかけるおそれがあるとき。

(3) 広場及びその付属設備等（以下「広場等」と称す）を汚損又は破損するおそれがあると認められたとき。

(4) 管理上問題があると認められるとき。

(5) その他町内会長が使用の許可が適当でないと判断したとき。

3-3 万町在住者については、広場の使用許可を受けた者が使用している時間を除き、広場を自由に使用（以下「任意使用」と称す）することが出来る。但し、駐車場等として独占的に使用するときは、町内会長に願い出て許可を受けなければならない。

3-4 万町在住者より、葬儀の駐車場としての使用の申し出があったときは、すでに他の者に対して同時期の使用を許可したときも、使用目的を勘案の上、その他

の許可の取り消しを通告することが出来ることとする。(葬儀優先)

第4条 (広場の管理等の委任)

町内会長は、広場の管理及び使用許可(団体の定期的使用許可及び万町在住者以外の者への使用許可を除く)に関する権限を、町内会参加の団体に委任することが出来る。(管理は団体、許可は町会長)

第5条 (広場の使用権の譲渡等の禁止)

使用の許可を受けたものは、広場を使用する権利を他人に譲渡し、もしくは転貸しあるいは許可を受けた条件以外に使用してはならない。但し、町内会長が認めた場合はこの限りではない。

第6条 (広場を使用する者の規律)

- 6-1 使用の許可を受けた者及び任意使用する者(以下「使用者」と称す)は、町内会長の指示に従い、広場を清潔に保ち、他人の迷惑となる行為をしないこと、並びに広場等を破損しないよう心掛けなければならない。
- 6-2 使用者は、自己の責に帰すべき事由によって、広場等を損傷し又は滅失した時は、直ちに町内会長に届け出るとともに、町内会長の指示に従い、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第7条 (免責)

使用者が、広場等の使用によりかぶった被害及び損害については、町内会はその責を負わない。

第8条 (使用料)

- 8-1 万町在住者が個人的かつ独占的に使用するときには使用料を徴収することとし、その額は次のとおりとする。
 - (1) 葬儀の駐車場として使用するとき、1回につき、5千円とする。
 - (2) その他独占的に使用するとき、1時間につき、5百円とする。
 - (3) 万町町内会サークル活動団体が使用するとき、1時間につき、2百円とする。
ただし、住民全員を対象としたイベントなどの使用の場合は無料とする。
- 8-2 第3条第1項但し書の規定の適用を受けて使用の許可を受けた者については、使用料を徴収することとし、その額は、使用1時間につき、1千円(日曜日又は祝祭日等の場合は1千5百円)とする。
- 8-3 前項の規定にかかわらず、官公庁及び公共団体に対する使用の許可については、使用料を免除することが出来る。

注 第1項1号の1回とは、お通夜および告別式で2日であっても、5千円とする。

附則

この規定は、平成3年9月15日から施行する。
平成10年5月9日一部改定施行する。
令和6年1月13日一部改定施行する。

7. 天受院の使用について

- 7-1 平成20年4月1日から、天受院の管理運営は、万町町内会より檀徒総代に移管。
- 7-2 万町町内会は、年間18万円を天受院檀徒総代に支払うことにより、町内会の会員は従前どおり天受院を使用することができる。
- 7-3 また、天受院の電気及び上下水道料金は、年間使用料18万円に含まれる。
- 7-4 なお、掛軸（曼陀羅、十六羅漢、不動尊等）一式は、檀徒総代に移管。

8. 誕生（出産）祝い（令和5年3月5日承認、令和5年4月1日施行）

- (1) 町内会会員の世帯において、お子様が誕生した場合、町内会よりお子様一あたり商品券（金1万円分）の誕生（出産）祝いを行う。
- (2) 祝いの対象者は、前年度（前年4月1日から当年3月31日まで）に誕生し、当年4月時点の町内会会員名簿に登録しているお子様とする。ただし、初回は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに誕生し、令和5年4月時点の町内会会員名簿に登録されているお子様を対象とする。
なお、年度途中で町内会会員が転勤等により退会した場合は対象外とする。
- (3) 誕生（出産）祝い品を受け取る場合は、上記対象者の世帯主が、「誕生（出産）祝い申請書」（町内会指定様式）を4月1日から4月30日までに町会長あてに提出するものとする。なお、申請書の提出がない場合は無効とする。
- (4) 上記申請者に対して、町内会より5月に一斉に誕生（出産）祝い品を贈呈する。

【参考例】

令和5年度の対象者

- ・令和4年4月1日～令和5年3月31日に誕生した方
（申請期間：令和5年4月1日～令和5年4月30日）

令和6年度の対象者

- ・令和5年4月1日～令和6年3月31日に誕生した方
（申請期間：令和6年4月1日～令和6年4月30日）

以降、同様。

9. 町内会入会記念品の贈呈

本町内会に新しく入会する家庭に対し、入会后、1年以内に記念品の贈呈を行う。

- (1) 入会した家庭について、入会記念品として年会費相当の商品券を贈呈する。
- (2) 入会記念品の贈呈は、役員会が決めた時期に一括して贈呈を行う。

10. 万町町内会サークル活動団体への協力

町内会は、サークル活動団体からの依頼により、会員の募集案内、町民へのお知らせ、イベント開催などについて、掲示板や回覧等により協力できるものとする。

万町 町内会 内規集 生活改善等関係「7」改正 平成20年4月1日

但し、平成20年4月1日より改定施行する。

万町 町内会 内規集 生活改善等関係「2」改正 平成20年8月29日

但し、平成20年9月1日より改定施行する。

万町 町内会 内規集 生活改善等関係「8」改正 令和5年3月5日

但し、令和5年4月1日より改定施行する。

万町 町内会 内規集 生活改善等関係「6」「9」「10」改正 令和6年1月13日

但し、令和6年4月1日より改定施行する。